

■労働関係指標

完全失業率	5月の完全失業率(季節調整値) 3.5% (前月より0.1ポイント低下)	有効求人倍率	有効求人倍率(季節調整値) 1.09倍 (前月差0.01ポイント上昇)
就業者数 (季節調整値)	6,358万人 (2ヶ月ぶりの増加(前月差35万人増))	定期給与	現金給与総額(原数値、確報値) 269,470円 (前年同月比0.8%増)

Topics 1. 最低賃金と支給限度額の変更

東京都最低賃金 19円引き上げ?!

2014年度の最低賃金の引き上げが東京地方最低賃金審議会より東京労働局長に対し、答申されました。現在のところ10月を目処に東京都は19円引き上げ、888円になる見通しです。

全国平均では15円引き上げ764円となる見通しで、今年も全国的に大幅な値上げとなりそうです。全ての従業員の賃金が最低賃金以下にならないよう事前にご確認ください。

【最低賃金のチェック方法】

ステップ1：最低賃金の対象となる賃金とは？

実際に支払われる賃金から次の賃金を除外して下さい。

- ① 臨時に支払われる賃金（慶弔見舞金等）
 - ② 賞与
 - ③ 残業手当（時間外・休日・深夜）※
 - ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ※みなし残業代として月々固定で支払っている残業代も除外します。

ステップ2：最低賃金との比較方法とは？

- ◆ 時給の場合..... 時間給 ≥ 最低賃金額（時間額）
- ◆ 日給の場合..... 日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金（時間額）
- ◆ 月給の場合..... (月給 × 12か月) ÷ 年間総労働時間数 ≥ 最低賃金（時間額）

Point ①：最低賃金は全ての従業員に適用されます。（試用期間中、アルバイト、派遣社員等雇用形態を問いません。）

Point ②：派遣社員は派遣先の所在地の最低賃金が適用されます。

雇用保険継続給付の支給限度額が8月1日より変更となりました。

1. 高年齢継続給付

支給限度額：340,761円（平成26年7月31日までは341,542円）

支給対象月に支払われた賃金額と高年齢雇用継続基本給付金の合計額が支給限度額を超えるときは、超えた額を減じて支給されます。

最低限度額：1,840円（平成26年7月31日までは1,848円）

高年齢雇用継続基本給付金の支給額が、最低限度額を超えないときは支給されません。

2. 育児休業給付

支給限度額：上限額（支給率67%）285,420円（平成26年7月31日までは286,023円）

上限額（支給率50%）213,000円（平成26年7月31日までは213,450円）

3. 介護休業給付

支給限度額：上限額 170,400円（平成26年7月31日までは170,760円）

Topics 2. 年齢による社会保険等の手続き

労働保険（労災保険・雇用保険）、社会保険（健康保険・厚生年金保険）では、その到達年齢に応じて行うべき手続等があります。今回は年齢に関する手続の概要を「4月1日」が誕生日の場合を例にとり一緒に確認しておきましょう。

【平成26年現在】

年齢	必要な事務		ポイント	提出書類
	給与	手続		
40歳	○		※1 介護保険料徴収開始	なし
60歳		○	60歳定年退職し再雇用された場合給付金が支給される可能性あり（但し支給基準あり）	●雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書 ●高齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)支給申請書
64歳	○		※2 雇用保険料免除開始	なし
65歳	○		※3 介護保険料徴収終了	なし
70歳	○	○	※4 厚生年金の被保険者資格喪失	●厚生年金保険被保険者資格喪失届 ●厚生年金保険70歳以上被用者該当・不該当届
75歳	○	○	※5 後期高齢者医療保険へ加入	●健康保険被保険者資格喪失届

- ※1 40歳誕生日の前日(3月31日)が属する月(3月)分から介護保険料控除を行う。
- ※2 64歳に達した直後の4月1日より雇用保険料控除を行わない。
雇用保険料が免除されるだけで、雇用保険の資格喪失はしない。
- ※3 65歳誕生日の前日(3月31日)が属する月(3月)分から介護保険料控除を行わない。
保険料徴収が終了するだけで介護保険の資格喪失はしない。
- ※4 70歳誕生日の前日(3月31日)が属する月(3月)分から厚生年金保険料控除を行わない。
- ※5 75歳誕生日当日(4月1日)が属する月(4月)から健康保険料控除を行わない。

編集後記《長月》夏の風物詩

今年も暑い夏がやって参りました。夏といえば、、海？甲子園？花火大会？いえいえ、私は無論「よさこい祭り」です！学生時代に参加した高知のよさこい祭りをきっかけに、すっかりよさこい祭りの虜になりました。

よさこい祭りは、装飾を施したトラックが各チームの踊り子を先導し、商店街や通りを練り歩きます。一種のパレードのようなイメージで、きれいな衣装を身にまとい鳴子を握って音楽に合わせて舞います。一条乱れぬその動きを私が初めて見た時は感動で胸がいっぱいになりました。

Topics 3. 海外当局からのレター

約4年前、I社の社長が、筆者の個人事務所にご相談に來られました。I社は、米国デラウェア州（デ州）に登記上の本社を置きますが、そこに実体はなく、東京支店のみが業務を行っていました。I社は赤字続きで、日米とも法人税納税額が出ることはありませんでした。しかし、デ州には、フランチャイズ税という制度があり、最低で100ドル程度、たとえ事業が赤字でも納税せねばならないのです。I社は、デ州から納税通知レターを毎年受け取っていたにも拘らず、これを放置していました。そして最終的には、法人登記を取り消されてしまったのです。驚いたI社の社長は、つてを頼って筆者のところにも見え、筆者は米弁護士と共にデ州当局と協議しましたが、法人格を復活させることはできませんでした。レターに普通に対応していれば何の問題もなかったはずであり、極めて残念でした。

また、別のケースもあります。米国で約20年勤務された後日本に帰国されたTさんの米国の老齢年金の受給申請に関して、弊社がお手伝いしました。無事に認定を受け、月2000ドル以上の米国年金を受け取っておられました。ところが、昨年2月に、年金の振込みが突如ストップしたのです。筆者が米SSA（社会保障庁）に確認してみると、1月にTさん宛てに受給者の状況を確認するためのReport 7162を送付したにも拘らず、何も返答がないので、支給をストップしたとのことでした。Tさんは、これが重要な書類だとは思わず、放置していたのです。直ちにReport 7162に居住、婚姻、勤務に関する状況を記載し、事情説明・情状酌量依頼のレターを同封してSSAに送付したところ、スムーズに解決し、3月から年金支給が再開されました。

当局からのレターは、受け取って愉快なものではなく、わかりにくいことが多いのも事実です。しかし、特に海外からのものは、たとえ紙1枚でも、直ぐ内容を確認し、場合によっては専門家の助言を仰ぐことで、リスクを回避していただきたいと思えます。

国際業務推進チーム・ディレクター 米国税理士 成田元男

今年このよさこい祭りは台風が猛威を振るったため開催が危ぶまれましたが、前夜祭こそ中止になったものの、本祭はなんとか通常通り開催されることとなりました。

ちなみに、よさこい祭りの開催日の設定は統計データから雨の降らない日を分析して毎年8/10.11となっているそうです。今年もデータ勝ちですね。

あの感動を共有できる多くの後輩が生まれたと思うと嬉しくてたまりません。毎年、この時期になるとあの夏のひと時をよく思い出し、土佐の地に思いを馳せています。（洋）

当社ホームページでは、労務に関する**最新情報**を随時掲載しております。ぜひご覧ください。

<http://www.arcandpartners.com/>

社労士法人アーク&パートナーズ 検索

【掲載情報】

・社会保険・労働保険・労務相談
・助成金申請・給与計算など